

# 令和5年度所沢市台湾市場向けインバウンドプロモーション業務委託 仕様書

- ・この仕様書は、企画提案作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものです。
- ・プロポーザルの結果、市と優先交渉権者との協議において、双方の合意が図られた場合は、仕様書を優先交渉権者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結します。

## 1 業務名

令和5年度所沢市台湾市場向けインバウンドプロモーション業務委託

## 2 業務目的

訪日観光リピーターが多い台湾市場に対して、毎年11月に開催されている台北国際旅行博への出展等を通じて、本市の豊かなみどりや歴史等の地域資源を発信することで、新型コロナウイルス感染症の収束後の観光需要の回復をとらえ、本市への外国人観光客の誘致及び市内の回遊性の向上を図ることを目的とする。

## 3 業務内容

以下の(1)～(3)について、次の点に留意し、受託者の提案に基づき実施すること。

### 【業務全般に係る留意事項】

- ・提案に当たっては、台湾人の訪日観光動向や本市の状況を分析し、ターゲットを明確にした業務内容とすること。
- ・各業務について、第三者でもわかりやすい具体的なイメージを提示すること。
- ・各業務が効果的に連動するよう構成するとともに、適切な予算配分を行うこと。
- ・実施する量(例：パンフレットの配布部数)だけでなく、各業務で求める成果(例：アンケート回答者数や造成支援した旅行商品数等)も記載すること。
- ・(1)～(3)の他に業務目的に則った効果的な業務があれば提案すること。

### (1) 2023 台北国際旅行博 (ITF2023) への出展及び運営

- ・2023 台北国際旅行博に所沢市のPRブース(1コマ以上)を出展、運営し、効果的に所沢市のPRを行うこと。なお、小間の種類(シェルブース/土間渡し)は問わない。
- ・主催者又は公益社団法人日本観光振興協会(以下「主催者等」という。)への出展申込み及び出展料の支払いを行い、主催者等との調整を必要に応じて適切に行うこと。なお、出展料は委託料に含む。
- ・出展ブースの規格に対応した所沢市のPRパネルを作成し、出展ブース内に設置する。
- ・所沢観光ガイドブック(繁体字・1,000部)を効果的に来場者に配布する。所沢観光ガイドブック(繁体字)は、市が作成し受託者に提供するが、台湾に向けた発送は受託者が行い、海外発送費用は委託料に含むものとする。
- ・来場者を対象に、所沢市イメージマスコット「トコロん」を活用したワークショップやイベント等を開催する。ワークショップやイベント等の内容は、現地のトレンドを踏まえ、受託者が市に提案し、協議の上で決定する。ワークショップ参加時にグッズ等を配布する場合は、受託者側が現地で発注することとする。
- ・必要に応じて市は受託者に対して、所沢市イメージマスコット「トコロん」の着ぐるみを貸与す

ることができる。ただし、着ぐるみの運搬については市と協議して決定することとする。

- ・来場者を対象に、アンケート調査を実施する。アンケートの実施方法、内容、人数等は、受託者が市に提案し、協議して決定することとする。
- ・回収したアンケートの回答内容は、結果を集計・分析し、日本語に翻訳して市へ提出すること。
- ・本業務で求める成果指標はアンケート調査において「所沢に興味を持った」と回答した人の人数とし、目標値は300人以上に設定するものとする。
- ・来場者からの質問や相談に対応すること。
- ・出展ブースへの配布物等の搬入、設営、運営、撤去は、全て受託者が行うこと。
- ・市職員（想定人数：2名）が現地に赴く場合、受託者は通訳、宿泊施設から会場までの移動手段の提供及び案内等、職員がPRを行うのに必要な便宜を提供するものとする。市職員の渡航費（航空券、宿泊代、食事代、空港から宿泊施設までの交通費）は委託料に含めないが、宿泊施設から会場までの移動手段及び会場内での通訳に関する費用は委託料に含む。なお、市職員の渡航期間は、開催日前日から終了日までの5日間（4泊5日）を想定している。
- ・出展者用パスについて、市職員分を含め必要な枚数を手配すること。
- ・出展に当たって、市が埼玉県、県内市町村及び県内の観光関係団体等（以下「連携団体」という。）と連携する場合は、連携団体との調整を行うこと。また、連携団体からパンフレットやノベルティ等の提供を受けることとなった場合は、パンフレット等を台湾に向け海外発送するとともに、出展ブース内で積極的に活用すること。
- ・市が提供する所沢観光ガイドブック等の配布物や連携関係団体から提供を受けた配布物等の海外発送費用は委託料に含むものとする。（合計で約100kg程度）

## （2） 公益社団法人日本観光振興協会主催「ITF2023 商談会」への市職員の参加支援

- ・市職員（1人～2人）がITF2023 商談会に参加できるよう、公益社団法人日本観光振興協会への参加申込み及び参加費の支払い、必要な調整を行うこと。
- ・効果的なPRができるよう通訳者1名を随行させること。
- ・ITF2023 商談会で使用する説明資料として、（3）で作成する販売促進の資料を必要部数印刷すること。

## （3） 現地旅行会社とのネットワーク作り

- ・現地旅行会社に対して、本市の旅行商品の造成・販売の促進を図るための訪問等によるセールスを5社以上に対して行うとともに、本市を含む旅行商品の造成・販売をしようとする現地旅行会社（1社以上）に対して、本市の情報を提供する等して旅行商品の造成支援を行うこと。
- ・現地旅行会社に対して提供する販売促進の資料は、受託者が作成すること。ただし、提供内容は、現地のトレンドを踏まえ受託者が提案し、市と協議して決定することとする。なお、提供内容は本市の情報のみ限定せず、本市が東京近郊にあることや埼玉県内の観光地との組み合わせにより滞在時間を延ばすことができる等の強みや可能性を踏まえた内容を可とする。
- ・セールスを行った現地旅行会社の記録（日時、旅行会社名、セールス内容、旅行会社の反応等）を市へ提出するとともに、本市の課題及び解決に向けた提案を業務完了報告書に記載すること。
- ・提案に当たっては、訪問回数や大まかな訪問先、スケジュールを明示すること。

## （4） 業務完了報告書の作成及び提出

- ・業務完了後遅滞なく、業務の実施内容、成果、課題及び次年度に向けた提案等をまとめた業務完

了報告書を作成し、市に提出する。

- ・成果物は印刷したもの（カラー1部）及びPDFで提出すること。

(5) その他、前各号に付帯する事務

#### 4 成果物等に関する権利の帰属

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は、原則としてすべて市に帰属する。
- (2) 成果物に係る第三者の著作権、肖像権その他すべての権利（以下「第三者の権利」という。）についての手続や使用料等の負担と責任はすべて受託者が負うこととし、第三者の権利を侵害することがないように業務を実施すること。（受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も同様とする。）

#### 5 実施期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

#### 6 業務場所

所沢市内及び委託先事業所、台北国際旅行博会場、台湾現地旅行会社の事業所